

青森県立高等学校入学者選抜に関する改善方針（仮称）案

はじめに

青森県教育委員会（以下、県教委という。）は青森県立高等学校入学者選抜研究協議会（以下、入選協という。）に対し、生徒の多様な能力・適性や意欲・関心をより適切に評価し、各高校の特色ある学校づくりを推進する入学者選抜制度の在り方について、以下の事項について検討を依頼した。

推薦制度の見直しと受験機会の複数化

選抜における学校裁量権限の拡大

- 1 選抜資料
- 2 選抜方法（選抜手順・選抜基準）

通学区域の見直し

入学者選抜に係る情報の公表

- 1 選抜基準の事前公表について
- 2 ホームページ上での合格情報の提供について

特別な配慮を要する生徒の取扱い

県教委では、平成16年1月9日に入選協から今後の改善点を取りまとめた報告書（以下、報告書という。）の提出を受け、「青森県立高等学校入学者選抜に関する改善方針（仮称）」を以下のとおり定める。

推薦制度の見直しと受験機会の複数化

1 推薦制度の見直し

現行の制度では報告書が述べているような様々な課題が生じていることから、推薦入試を発展的に解消し、受験機会を複数にする選抜制度を導入する。

2 受験機会の複数化

(1) 特色化選抜の導入

県で統一した学力検査を課す一般選抜と、推薦入試を発展的に解消し各学校が独自に選抜資料を定めて実施する特別選抜の2種類を、前期・後期というように時期をずらして実施する入学者選抜制度（特色化選抜）を導入する。

(2) 募集割合

募集割合は各高校の裁量とするが、特別選抜において普通科は10%～30%（一般選抜90%～70%）、専門・総合学科は10%～50%（一般選抜90%～50%）の範囲とする。

選抜における学校裁量権限の拡大

生徒の多様な資質や能力・特性等を生かすと同時に、高校の特色化を図るために、各高校が自校の実情に合わせ選抜資料及び選抜方法を設定することができるよう裁量権限を拡大する。

具体的な例を挙げると、

- ・選抜方法として選抜に用いる調査書と学力検査の比重の設定、または、調査書のみあるいは学力検査の成績のみを用いること。

- ・選抜資料としてこれまでの調査書、面接、実技検査（運動や芸術等）の他、志願理由書、適性検査、口頭試問、自己表現、小論文（作文を含む。）等を用いること。

などが考えられる。

通学区域の見直し

県内の各高校が特色ある学校づくりに努めているなか、住んでいる地域によって制限されることなく中学生が自由に学校を選択できるよう、さらに、受験機会の複数化及び特色化選抜の趣旨を制度的に支援するため、学区による出願制限を撤廃し通学区域を全県一円とする。

入学者選抜に係る情報の公表

1 選抜基準の事前公表について

各高校が望む生徒像や選抜資料、選抜方法、さらに選抜にあたって定めた合格基準等を外部に公表することで、選抜における透明性、公平性の確保に努めたり、受験生や保護者が十分な情報のもとで納得のいく学校選択ができるようにするという観点から、今後、積極的に入学者選抜に係る情報の公表に取り組むこととする。

2 ホームページ上での合格情報の提供について

合格者の受験番号の発表については、セキュリティの確保や技術的に懸念される問題点が克服された後であることを条件に、各高校が校長の判断でホームページ上で公表できるようにする。

特別な配慮を要する生徒の取扱い

障害のある生徒の受験に際しては、今後とも、生徒一人一人の障害の状態に応じた適正な就学指導を行うとともに、受験にあたっての望ましい配慮について、検討を進める。

また、不登校生徒の受験に際しては本人のプライバシーに十分配慮するとともに、選抜に関わる補助的な資料として、不登校に至った経緯や高校進学後の学習意欲等を、受験生本人が受験先の高校長へ申告できるような具体的な方法を検討する。

なお、海外帰国生徒の受験についてもそれぞれが置かれた環境を十分考慮した取扱いができるよう研究を進める。

留意事項

なお、これら改善の実施に当たっては、必要に応じて十分な周知期間を設定する。